

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和2年度分(必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 7 月 16 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	市民病院事務局病院政策課 (電話 251-1101内線4304)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について 未収金のうち、入院収益等の過年度未収金は、前年度末と比較して10,210,849円の減であり、令和3年3月末現在で109,172,202円である。 今後とも、過年度未収金の回収に努めるとともに、現年度分についても早期回収に努められたい。</p>	<p>未収金回収については、当院にて督促状、催告状を送付後に、未収金回収に係るノウハウや経験のある弁護士法人に回収業務委託することで、回収強化を図っている。また、患者さんへの分納相談や各種制度案内等の相談支援を行うとともに、収納員による臨戸徴収を引続き実施することにより、未収金回収に努める。</p>
<p>2 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市病院事業企業会計規程第127条は、同一項内の各目の金額の流用について、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。 しかしながら、流用何に係る決裁について、決裁権者の決裁を受けていないものがあった。 今後は、岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>回議後、文書保存をする際に、別の担当者による決裁印の漏れが無いかの確認を行うこととし、適正な処理に努める。</p>